

官報

平成十年四月十七日

○第百四十二回 参議院會議録第二十一号

平成十年四月十七日(金曜日)

午後零時二分開議

○議事日程 第二十一号

平成十年四月十七日

正午開議

第一 保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案(衆議院提出)

第三 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法のの一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 保護司法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案(衆議院提出)

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長武田節子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔武田節子君登壇、拍手〕

○武田節子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、保護司法の一部を改正する法律案は、保護司制度の充実強化を図るため、保護司が保護司会の計画に基づく一定の事務に従事することを明記するなど、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織として保護司会及び保護司会連合会を法定化し、さらに地方公共団体に対して、保護司及び保護司組織の活動に対する協力規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、保護司の高齢化と人材確保、保護司組織の法定化の意義及び保護司の資格要件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案は、地下鉄サリン事件等の惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申し立て事件に

おいて、債権を届け出た被害者の救済を図るため、国が届け出た債権のうち、労働者災害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権等は、被害者が届け出た生命または身体を害されたことによる損害賠償請求権に占めるものとするものであります。

委員会におきましては、被害者を特例法によって救済する理由、本特例法によって増加する被害者への配当率及び現在のオウム真理教の活動の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百九十五

賛成

百九十五

反対

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長吉村剛太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るため、日本貿易振興会とアジア経済研究所を統合するとともに、通商産業省の鉱山保安監督局を部に改組しようとするものであります。

委員会におきましては、両法人の統合の経緯と理由、統合後の新機関における業務及び組織運営の一体化策、組織の改編に伴う職員の処遇等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して、五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百九十九

保護司法の一部を改正する法律案外一件 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

賛成 百八十四
反対 十五

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長及川順郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(及川順郎君登壇、拍手)

○及川順郎君 ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、統合幕僚会議の機能充実、陸上自衛隊の旅団の創設、海上自衛隊補給本部の新設、任期つき研究員制度の導入、外国人教育訓練受託制度の充実、自衛官定数及び即応予備自衛官員数の変更等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、改正の目的とねらい、統幕機能充実の必要性とガイドラインとの関係、統合運用の対象範囲、外国人教育訓練の実績、防衛庁と民間との相互技術交流の促進等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員から反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 百九十八
反対 百八十二
投票総数 十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長大島慶久君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(大島慶久君登壇、拍手)

○大島慶久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教育職員養成審議会の答申等を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許制度を改善しようとするものであり、その主な内容は、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することと必要とする科目の単位数を改めること、社会人を教員として活用するための特別免許状制度及び特別非常勤講師制度を拡充すること、三年以上の教職経験を有する現職の養護教諭が、保健の授業を担当する教諭または講師

となることを可能とすることなどあります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、教員養成における開放制の原則と教職課程のあり方、法改正に伴う各大学の条件整備、社会人教員を登用する際の問題点、養護教諭の担うべき役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して阿部委員より反対の意見が述べられ、続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成 百九十八
反対 百八十二
投票総数 十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。午後零時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員

阿曾田 清君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	高橋 令則君
渡辺 孝男君	福本 潤一君
益田 洋介君	山口 哲夫君
矢田部 理君	都築 謙君
山本 保君	松 あきら君
大森 礼子君	田浦 直君
平野 貞夫君	星野 明市君
海野 義孝君	武田 節子君
但馬 久美君	高野 博師君
鈴木 正孝君	小山 孝雄君
戸田 邦司君	田村 秀昭君
荒木 清寛君	風間 昶君
宮崎 秀樹君	二木 秀夫君
泉 信也君	木暮 山人君
牛嶋 正君	猪熊 重二君
木庭健太郎君	統 訓弘君
松浦 孝治君	野沢 太三君
平井 卓志君	扇 千景君
永野 茂門君	及川 順郎君
大久保直彦君	白浜 一良君
鶴岡 洋君	浜四津敏子君
水野 誠一君	塩崎 恭久君
狩野 安君	奥村 展三君
堂本 曉子君	岩永 浩美君
大野つや子君	田村 公平君
武見 敬三君	常田 享祥君
中原 爽君	長峯 基君
橋本 聖子君	国井 正幸君
北岡 秀二君	釜本 邦茂君
景山俊太郎君	海老原義彦君
吉村剛太郎君	鹿熊 安正君
石川 弘君	大島 慶久君
上野 公成君	永田 良雄君

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号

議長の報告事項

鈴木 貞敏君	小野 清子君
浦田 勝君	石井 道子君
世耕 政隆君	林田悠紀夫君
板垣 正君	大河原太一郎君
岡部 三郎君	田沢 智治君
松浦 功君	矢野 哲朗君
佐藤 静雄君	加藤 紀文君
依田 智治君	山本 一太君
三浦 一水君	松村 龍二君
平田 耕一君	長谷川道郎君
林 芳正君	龜谷 博昭君
中島 真人君	阿部 正俊君
鈴木 政二君	金田 勝年君
佐藤 泰三君	鴻池 祥肇君
谷川 秀善君	保坂 三蔵君
岡 利定君	太田 豊秋君
尾辻 秀久君	陣内 孝雄君
西田 吉宏君	成瀬 守重君
石渡 清元君	鎌田 要人君
清水嘉与子君	久世 公堯君
斎藤 文夫君	青木 幹雄君
岡野 裕君	倉田 寛之君
片山虎之助君	守住 有信君
斎藤 哲男君	竹山 裕君
高木 正明君	遠藤 要君
真鍋 賢二君	村上 正邦君
井上 吉夫君	佐々木 満君
岩崎 純三君	井上 裕君
長尾 立子君	小川 勝也君
畑 恵君	大脇 雅子君
武田邦太郎君	和田 洋子君
馳 浩君	日下部代子君
谷本 嶺君	石井 一二君
小林 元君	南野知恵子君
中尾 則幸君	清水 達雄君
野間 起君	山本 正和君
及川 一夫君	三重野栄子君
清水 澄子君	葉科 満治君

岡崎トミ子君	須藤良太郎君
吉川 芳男君	梶原 敬義君
村沢 牧君	今泉 昭君
齋藤 勤君	井上 孝君
大木 浩君	上杉 光弘君
下稻葉耕吉君	志苦 裕君
田 英夫君	赤桐 操君
瀬谷 英行君	角田 義一君
足立 良平君	平田 健二君
朝日 俊弘君	山崎 力君
西川きよし君	阿部 幸代君
伊藤 基隆君	小山 峰男君
水島 裕君	須藤美也子君
石田 美栄君	萱野 茂君
岩瀬 良三君	山田 俊昭君
西山登紀子君	峰崎 直樹君
長谷川 清君	佐藤 道夫君
有働 正治君	緒方 靖夫君
円より子君	笠井 亮君
吉川 春子君	山下 芳生君
竹村 泰子君	本岡 昭次君
松前 達郎君	小島 慶三君
筆坂 秀世君	吉岡 吉典君
橋本 敦君	智野 久光君
笹野 貞子君	広中和歌子君
寺崎 昭久君	久保 巨君
吉田 之久君	立木 洋君
上田耕一郎君	

総務委員	北澤 俊美君	補欠	寺澤 芳男君
法務委員	伊藤 基隆君	補欠	千葉 景子君
地方行政・警察委員	山口 哲夫君	補欠	矢田部 理君
大木 浩君	補欠	岩井 國臣君	補欠
国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの	景山俊太郎君	補欠	下稻葉耕吉君
国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの	山口 哲夫君	補欠	峰崎 直樹君
財政・金融委員	矢田部 理君	補欠	伊藤 基隆君
国民福祉委員	千葉 景子君	補欠	今井 澄君
農林水産委員	岡崎トミ子君	補欠	北澤 俊美君
国土・環境委員	寺澤 芳男君	補欠	岡崎トミ子君
予算委員	今井 澄君	補欠	西川きよし君
決算委員	佐藤 道夫君	補欠	大木 浩君
岩井 國臣君	補欠	景山俊太郎君	補欠
朝日 俊弘君	補欠	下稻葉耕吉君	補欠

行政監視委員	千葉 景子君	補欠	千葉 景子君
懲罰委員	峰崎 直樹君	補欠	朝日 俊弘君
農林水産委員会	理事 和田 洋子君 (和洋子君の補欠)		
同日内閣から次の議案が提出された。	美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(閣法第一〇六号)		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第五号)		
民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)			
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)			
原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二十九号)			
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。	裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第五十二号)		
司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第五十三号)			
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	商品取引所法の一部を改正する法律案		
同日委員長から次の報告書が提出された。			

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号

議長の報告事項

保護司法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案(衆第一三三号)審査報告書

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員上田耕一郎君提出要領保険による被害救済に関する質問(答弁することができ期限 四月二十七日)

参議院議員栗原君子君提出市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問(同 五月二十七日)同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

商品取引所法の一部を改正する法律

同日内閣から、林業基本法第九條第一項の規定に基づく平成九年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九條第二項の規定に基づく平成十年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

岩井 國臣君

補欠

大木 浩君

景山俊太郎君

鈴木 省吾君

大野つや子君

財政・金融委員

辞任

林 芳正君

補欠

中曾根弘文君

益田 洋介君

農林水産委員

辞任

大野つや子君

補欠

鈴木 省吾君

経済・産業委員

辞任

中曾根弘文君

補欠

林 芳正君

国土・環境委員

辞任

福本 潤一君

補欠

益田 洋介君

決算委員

辞任

大木 浩君

補欠

岩井 國臣君

行政監視委員

辞任

朝日 俊弘君

補欠

峰崎 直樹君

懲罰委員

辞任

山下 栄一君

補欠

福本 潤一君

議院運営委員

辞任

菅野 久光君

補欠

千葉 景子君

行政監視委員会

理事

中曾根弘文君 (中曾根弘文君の補欠)

補欠

都築 譲君 (都築譲君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第五号)

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第七号)

大学等における技術に関する研究成果の民間事業

外交・防衛委員会に付託

業への移転の促進に関する法律案(閣法第三七号)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問主意書(上山和人君提出)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

瀬谷 英行君

補欠

上山 和人君

地方行政・警察委員

辞任

大木 浩君

補欠

岩井 國臣君

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項ただし書の規定によるもの

農林水産委員

辞任

山下 栄一君

補欠

山本 保君

青木 幹雄君

鈴木 省吾君

林 芳正君

水野 誠一君

益田 洋介君

奥村 展三君

予算委員

辞任

大野つや子君

補欠

久世 公堯君

真鍋 賢二君

直嶋 正行君

牛嶋 正君

照屋 寛徳君

上田耕一郎君

田村 秀昭君

行政監視委員

辞任

野沢 太三君

補欠

真鍋 賢二君

久世 公堯君

都築 譲君

議院運営委員

辞任

岩永 浩美君

補欠

大木 浩君

佐藤 静雄君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法等の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

地方行政・警察委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法等の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

地方行政・警察委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣法第七号) 労働・社会政策委員会に付託
特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(閣法第二八号) 交通・情報通信委員会に付託
同日委員長から次の報告書が提出された。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三六号) 審査報告書
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号) 審査報告書
教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第六八号) 審査報告書

審査報告書

保護司法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月十四日

法務委員長 武田 節子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

保護司法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十年三月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成十年四月十七日 参議院会議録第二十一号

保護司法の一部を改正する法律案 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案

保護司法の一部を改正する法律案

保護司法の一部を改正する法律案

保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
二 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
四 その他犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

第十四条の見出しを「(省令への委任)」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「保護司の下に」、保護司会及び保護司会連合会を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の協力)
第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることが出来る。

第十二条の次に次の三条を加える。
(保護司会)
第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに

保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
二 保護司の職務に必要の資料及び情報の収集

三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)
第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

一 保護司会の任務に関する連絡及び調整
二 保護司の職務に必要の資料及び情報の収集
三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会等)に必要事項の省令への委任)
第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に必要事項は、法務省令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

2 犯罪者予防更生法の一部改正
(犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。
第十二条中「受けて」の下に、「同法の定めるところに従い」を加える。

審査報告書

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月十四日

法務委員長 武田 節子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地下鉄サリン事件等の惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において、債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、国が届け出た債権のうち労働者災害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及びオウム真理教の清算人選任申立事件における予納金に係る債権請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行による歳収見込額は、約一億二千万円である。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十年四月九日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律
(趣旨)
第一条 この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等において不特定又は多

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号

数の者が被った惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることとの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めるものとする。

(国の債権に関する特例)

第二条 東京地方裁判所平成七年(第三六九四号、第三七一四号)破産申立事件においては、国が届け出た債権のうち労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及び東京地方裁判所平成七年(第一号、第二号)清算人選任申立事件における予納金に係る債権請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約一億二千万円である。

審査報告書

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年四月十六日

経済・産業委員長 吉村剛太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るため、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情についての基礎的かつ総合的な調

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

査研究並びにその成果の普及のための業務を日本貿易振興会に行わせるとともに、アジア経済研究所を解散し、あわせて通商産業省の地方支分部局のうち鉱山保安監督局を廃止する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。
なお、平成十年度一般会計予算に、アジア経済研究所の事業運営に必要な経費として約六十五億円が計上されており、日本貿易振興会がアジア経済研究所の業務を承継したときは、アジア経済研究所の事業運営に必要な経費は、日本貿易振興会の事業運営に必要な経費とすることとされている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 統合の実をあげるため、両機関の既存の業務・人員配置の全般について見直しを行い、業務の重複の排除、その政策効果の評価の徹底に万全を期するとともに、積極的な人材育成、内部登用の促進等を含めた人材適所を通じ業務の一層の活性化を図ること。
二 現アジア経済研究所の移転後においても、調査研究事業及び貿易・投資振興事業の運営について、新機関が一体となって総合力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究の成果を公表する等利用者の利便性の確保にも十分留意すること。

三 新機関がアジア地域等の基礎的かつ総合的な調査研究を行うに際しては、我が国の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に寄与し、国の要請に応えようよう措置するとともに、自主的かつ効率的な調査研究活動を促進するよう努めること。

四 新機関の職員の処遇については、身分の変更に伴う不利が生ずることがないよう十分配慮すること。

五 経済活動のグローバル化、地域経済の相互依存関係が一層進展する中、新機関の機能をより有効に活用するため、我が国中小企業、地域産業の国際化支援、現地のニーズを踏まえた経済協力の促進等に一層力を注ぐこと。
また、民間への情報提供についてもそのニーズを常に汲み上げ、求めるものが的確に提供できるよう特段の努力を行うこと。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案
日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律
(日本貿易振興会法の一部改正)
第一条 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「わが国を我が国に改め、実施すること」の下に「並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与すること」を加える。
第八条中「七人」を「九人」に改める。
第九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要がある

と認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第十条第一項中、「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。
第十一条第一項中、「副理事長及び理事」を「及び副理事長」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十二条中「国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員を、政府に改め、長若しくは常勤の」を削り、「職員」の下に「教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。」を加える。
第十三条第一項中、「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十四条第一項中、「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長若しくは理事」に改める。
第十七条の次に次の一条を加える。
(職員の任命)
第十七条の二 振興会の職員は、理事長が任命する。

第十八条第四項中「十五人」を「二十五人」に改め、同条第五項中「貿易に関する」を「振興会の業務の適正な運営に必要な」に改める。
第十九条中「その」を「第二十一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第十一号に掲げる業務(同項第一号から第六号までに掲げる業務に附帯するものに限る。及び同項第十二号に掲げる業務(我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施する目的を達成するため必要なものに限る。に係る」に改める。

第二十一条第一項第二号中「わが国を我が国に改め、同項第四号中「頒布」の下に「その他の貿易に関する広報」を加え、同項中第八号を

第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

八 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。

九 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

十 前二号に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。

第二十一条第二項中「前項第八号を」前項第十二号に改める。

第二十八条第三号中「銀行の下に」その他通商産業大臣の指定する金融機関を加える。

第三十四条第三号中「第二十八号第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十五条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十七条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「鉱山保安監督局」を削る。

第四十条第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 日本貿易振興会に関すること。
「第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等」を第二款 鉱山保安監督部等に改める。

平成十年四月十七日 参議院会議録第二十一号

第十四条の見出しを「(鉱山保安監督部等)」に改め、同条第一項中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第三項中「鉱山保安監督局」を削る。

第十五条第一項中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第三項中「鉱山保安監督局」を削る。

第十六条の見出しを「(支部等)」に改め、同条中「局務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督署を」を削り、「支部の下に」及び「鉱山保安監督署」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(持分の払戻し)
第二条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、アジア経済研究所法(昭和二十五年法律第五十一号)第五十一条第一項の規定にかかわらず、研究所の解散の日前までに、研究所に出資した政府以外の者に對し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、研究所は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(研究所の解散等)
第三条 研究所は、この法律の施行の時に對して解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本貿易振興会(以下「振興会」という。)が承継する。

2 研究所の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 研究所の平成十年四月一日に始まる事業年度は、研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

4 研究所の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完了の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

5 第一項の規定により振興会が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における研究所に對する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から振興会に出資されたものとする。この場合において、振興会は、その額により資本金を増加するものとする。

6 研究所の解散については、アジア経済研究所法第三十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

7 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8 第一項の規定により振興会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車等の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

9 第一項の規定により振興会が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において研究所が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(振興会の副理事長の任命に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に振興会の副理事長である者は、その際第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法第十條第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。

(振興会の役員任期に関する経過措置)
第五条 前条の規定により任命されたものとみなされる副理事長の任期は、第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法第十一條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副理事長としての残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に振興会の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(アジア経済研究所法の廃止)
第六条 アジア経済研究所法は、廃止する。

(アジア経済研究所法の廃止に伴う経過措置)
第七条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前のアジア経済研究所法(第十三条及び第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、第一条の規定による改正後の日本貿易振興会法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表「アジア経済研究所の項を削る。

(法人税法の一部改正)
第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表「アジア経済研究所の項を削る。

(消費税法の一部改正)
第十一条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表「アジア経済研究所の項を削る。

(地方税法の一部改正)
第十二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「アジア経済研究所を削る。

(鉱山保安法の一部改正)
第十三条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「鉱山保安監督局長又は」を削る。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

七

に係る」に改め、同号を同項第六号とし、同項
第四号中「出勤時」の下に「その他統合運用が必

要な場合として長官が定める場合を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 統合警備計画の作成及び警備監部の作成する警備計画の調整に関すること。

第二十八條の二第二項第一号中「第二十六條第一項第六号を第二十六條第一項第七号に改め、同項第二号中「限る。」の下に「及び第二号（統合警備計画の作成に係る部分に限る。）を加え、同項第三号中「第二十六條第一項第四号及び第五号を第二十六條第一項第五号及び第六号に改める。」

第二十八條の三に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百條の二の規定により長官が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

(自衛隊法の一部改正)

第二條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「師団」の下に「旅団」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、方面總監部及び師団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

第十條に次の一項を加える。

4 旅団は、旅団司令部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

第十二條の次に次の一條を加える。

(旅団長)

第十二條の二 旅団の長は、旅団長とする。旅団長は、方面總監の指揮監督を受け、旅団の職務を統括する。

第十三條の見出し中「及び師団」を「師団及び旅団」に改め、同條第一項中「方面隊及び師団」を「方面隊、師団及び旅団」に、「及び師団司令部」を「師団司令部及び旅団司令部」に改

め、同條第二項中「方面隊及び師団」を「方面隊、師団及び旅団」に、「及び師団司令部」を「師団司令部及び旅団司令部」に、「本條中」を「この條において」に改める。

第十四條中「及び師団」を「師団及び旅団」に改める。

第二十二條第三項中「第一項を前二項に改め、場合」の下に「(当該部隊が前項の規定により編成されたものであるときは、防衛庁設置法第二十六條第一項第六号の規定によりその運用に係る長官の指揮命令に関するに限り、その運用に係る長官が長官を補佐する場合に限る。)」を加え、「行動」について「を運用に係る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十四條第二項中「補給統制本部を、」の下に「海上自衛隊又は」を加える。

第二十六條第一項中「車両の下に、船舶を加え、同條第三項ただし書中「又は地方總監」を「海上自衛隊の補給処の処長を」に改め、同條第五項中「航空自衛隊」を「海上自衛隊又は航空自衛隊」に改める。

第二十七條の三第一項中「航空自衛隊を、海上自衛隊又は航空自衛隊」に改め、「行う」の下に「とともに、海上自衛隊の補給本部において」は、同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行うを加え、同條第三項ただし書中「場合には、」の下に「自衛隊司令部又は」を加える。

第二十八條中「師団長を」を「師団長、旅団長」に、「地方總監を自衛隊司令部、地方總監」に改める。

第三十六條の次に次の三條を加える。

(研究員の任期を定めた採用)

第三十六條の二 第三十一條第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という)は、第三十五條の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(防衛庁

本庁の機関又は部隊等の長その他の政令で定める官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く)を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務(技術研究本部その他の防衛庁本庁の機関又は部隊等において行う試験研究に関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ)に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第三條第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の定めるところにより定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

第三十六條の三 前條第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、長官の承認を得て、七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年)を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前條第一項第二号に規定する場合における任期は、三年(研究業務の性質上特に必要がある場合で、長官の承認を得たときは、五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて隊員を採用する場合には、当該隊員にその任期を明示しなければならない。

第三十六條の四 任命権者は、第三十六條の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合に(前條第二項の長官の承認を得て任期が定められた場合を除く)にあっては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の長官の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前條第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第四十四條の三第一項中「第三十一條第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下任命権者」という)を「任命権者」に改める。

第七十五條の二第二項中「千三百七十三人」を「千三百七十九人」に改める。

第百條の二第二項中「自衛隊の学校を」防衛庁設置法第二十八條の三に規定する機関若しくは自衛隊の学校に改め、同條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 長官は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 教育職員免許法の一部を改正する法律案

別表第一中 方面隊及び師団の名称

を 方面隊、師団及び旅団の名称 に、

方面總監部及び師団司令部

を 方面總監部、師団司令部及び旅団司令部 に、

第十三師団

第十三師団司令部

第十三旅団

第十三旅団司令部 に改

める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第二項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。以下「一般職任期付研究員法」という。)第六條第一項の俸給表に定める額の俸給を、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第二項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には一般職任期付研究員法第六條第二項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

第四條の二第二項中「受ける参事官等及び事務官等」の下に、並びに「第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員」を加える。

第五條の前の見出しを「(俸給月額等の決定基準等)」に改め、同条第一項中「受ける職員」の下に「並びに第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員」を加える。

第七條から第九條までを次のように改める。
第七條 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の俸給月額は、その者が従事する研究業務(自衛隊法第三十六条の二第二項第一号及び第二号の研究業務をいう。)に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 長官は、第一号任期付研究員について、特別の事情により一般職任期付研究員法第六條第一項の俸給表に掲げる俸給月額により難いときは、第四條第三項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることが出来る。ただし、一般職給与法別表第九の十二号俸の額を超えることはできない。

第十四條第二項中「指定職俸給表」とあるのは「同法第六條を「以下「特定管理職員」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六條の二第二項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、指定職俸給表」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第六條」に改める。

第十八條の三の次に次の一条を加える。
(任期付研究員業務手当)
第十八條の四 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、任期付研究員業務手当を支給することができる。

第二十二條の二に次の二項を加える。
3 第十一條の二から第十二條まで、第十四條(初任給調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。)及び第十八條の二(期末手当に係る部分を除く。)の規定は、第一号任期付研究員には適用しない。
4 第十一條の二から第十二條まで、第十四條(初任給調整手当及び住居手当に係る部分に限る。)及び第十八條の二(期末手当に係る部分を除く。)の規定は、第二号任期付研究員には適用しない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一号中防衛庁設置法第二十八條の三に一項を加える改正規定、第二号中自衛隊法第三十六條の次に三條を加える改正規定並びに同法第四十四條の三及び第九百條の二の改正規定並びに第三條、次項及び附則第三項の規定公布の日
二 第二号中自衛隊法第二十四條第二項、第二十六條及び第二十七條の三の改正規定並びに同法第二十八條の改正規定(「地方總監」を「自衛總監司令部、地方總監」に改める部分に限る。) 平成十年十二月三十一日までの間に於いて政令で定める日
(研究交流促進法の一部改正)
2 研究交流促進法(昭和六十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第一号中「規定する俸給表」の下に「(次号において「任期付研究員俸給表」という。)を加え、同項第二号中「定める者」の下に「並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律第四條第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員」を加える。
(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)
3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号中「規定」の下に「又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六條の二第二項第一号の規定」を加える。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位数を改めるとともに、学校教育における一層の社会人活用の観点から、特別免許状を授与することが出来る教科並びにその教授及び実習について教員

審査報告書
教育職員免許法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十年四月十六日
文教・科学委員長 大島 慶久
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位数を改めるとともに、学校教育における一層の社会人活用の観点から、特別免許状を授与することが出来る教科並びにその教授及び実習について教員

審査報告書
教育職員免許法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十年四月十六日
文教・科学委員長 大島 慶久
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位数を改めるとともに、学校教育における一層の社会人活用の観点から、特別免許状を授与することが出来る教科並びにその教授及び実習について教員

免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることのできる事項の範囲を拡大するなど教員免許制度を改善しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一、教員養成における開放制の原則が堅持できるよう、教員養成大学・学部以外の大学・学部における教員養成にかかる諸条件の一層の充実に努めること。

二、今回の法改正に伴い必修とされる科目については、教育職員養成審議会第一次答申を踏まえ、趣旨の徹底を図るとともに、その具体的な名称及び内容に関しては、各大学の創意工夫と自主性を尊重すること。

三、教員養成大学・学部以外の大学・学部が教員養成を引き続き円滑に実施することができるよう、「教職に関する科目」の単位を大学の卒業要件に算入することを可能とするとともに、教職課程における単位互換制度の導入及び専任教員基準の緩和を図る等十分な対応措置を講ずること。

四、特別非常勤講師制度及び特別免許状制度等、社会人が教育に参加する制度の実施に当たっては、これまでの実施成果を十分に検証し、各学校が適切に同制度を活用できるよう、その条件整備に努めること。

五、養護教諭を保健の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師とするに当たっては、養護教諭の本務や保健室の機能が阻害されることのないよう配慮するとともに、養護教諭

の増員及び適正配置についても引き続き検討すること。

右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年三月三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第三条第二項ただし書を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第二項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項

四 盲学校、聾学校並びに養護学校(幼稚部を除く)における前三号に掲げる事項及び特殊

の教科の領域の一部に係る事項

五 教科に関する事項で文部省令で定めるもの

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、

文部省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項で定める授与権者に届け出なければならない。

第四條第六項第一号中「小学校教諭にあつては」の下に、「国語、社会、算数、理科、生活」を加える。

第九條第二項中「三年」を「五年」に改める。

第十七條の二中「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七條の三 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科以外の教科(幼稚部にあつては、特殊の教科以外の事項)の教授又は実習(専ら精神薄弱者に対するものに限る)を担当する教諭又は講師は、第三条の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十三條 第三条の二第二項の規定に違反し

て、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第三項、第四項及び第十四項中「第二項本文」を「第二項」に改める。

附則に次の二項を加える。

18 養護教諭の免許状を有する者(三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。)で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校(幼稚園を除く)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるもの)の教授を担当する教諭又は講師となることのできる。

19 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることのできる。

別表第一中

十八	十八	四一	二四
一〇	二七	四一	二四
四〇	一九	二四	
四〇	一九	二四	
四〇	一九	二四	

を

八	八	四一	三四
四	四一	二	
二〇	三三	三三	
二〇	二二	四	
二〇	三三	四〇	

に

を

一六	三五	二四
一六	三五	
八	二三	

を

六	三五	三四
六	三五	一〇
四	二七	

に改める。

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号 教育職員免許法の一部を改正する法律案 投票者氏名

別表第一中備考第二号の二を備考第二号の三とし、備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする)。

別表第一備考第八号中「前号」を「第七号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の一号を加える。

八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二中

四〇	一六	二四
四〇	一六	二四
四	八	
二二	一〇	
三〇	一二	

を

二八	二二	三一
二八	二二	七一
四	八	
二二	一〇	
二四	一四	四

に改

める。
別表第二備考第二号中「単位はを」単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については「に改め、同表備考に次の一号を加える。」

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数のイの項に定めるものに限り、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第四中

四〇	三
四〇	三
二〇	三
四〇	三
四〇	三

を

二〇	八
二〇	八
一〇	三
二〇	四
二〇	四

に改める。

別表第五備考第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。

附則

1 この法律は、平成十年七月一日から施行す

る届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定(旧法別表第二に定めるものを含む)、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第五条第一項の規定による養成教諭養成機関の指定(次項において「旧法による課程認定等」という)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 文部大臣は、新法第五条第一項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までは、旧法による課程認定等を行うことができる。

6 平成十二年四月一日前に大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第五条第一項の規定により文部大臣が指定した養成教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

7 平成十二年三月三十一日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 教育職員免許法の一部を改正する法律の一部(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二十四項を削る。

投票者氏名

日程第一 保護司法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

阿部 正俊君

井上 吉夫君

井上 裕君

石川 弘君

板垣 正君

岩永 浩美君

上野 公成君

海老原義彦君

小野 清子君

大河原太一郎君

大島 慶久君

太田 豊秋君

岡野 裕君

加藤 紀文君

鹿熊 安正君

片山虎之助君

釜本 邦茂君

龜谷 博昭君

久世 公義君

国井 正幸君

小山 孝雄君

佐々木 満君

佐藤 泰三君

清水嘉子君

塩崎 恭久君

須藤良太郎君

鈴木 貞敏君

一九五名

青木 幹雄君

井上 孝君

石井 道子君

石渡 清元君

岩崎 純三君

上杉 光弘君

浦田 勝君

遠藤 要君

尾辻 秀久君

大木 浩君

大野つや子君

岡 利定君

岡部 三郎君

狩野 安君

景山俊太郎君

金田 勝年君

鎌田 要人君

北岡 秀二君

杏掛 哲男君

倉田 寛之君

鴻池 祥肇君

佐藤 静雄君

高藤 文夫君

清水 達雄君

陳内 孝雄君

鈴木 政二君

鈴木 正孝君

田浦 直君	田沢 智治君
田村 公平君	高木 正明君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享祥君
中島 眞人君	中原 爽君
永田 良雄君	長尾 立子君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
林 芳正君	林田悠紀夫君
平田 耕一君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	眞鍋 賢二君
松浦 功君	三浦 孝治君
松村 龍二君	三浦 一水君
宮崎 秀樹君	村上 正邦君
守住 有信君	矢野 哲朗君
山本 一太君	依田 智治君
吉村剛太郎君	足立 良平君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今泉 昭君
小川 勝也君	岡崎トミ子君
菅野 茂君	久保 亘君
小島 慶三君	小林 元君
小山 峰男君	齋藤 勳君
竹村 泰子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	中尾 則幸君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	松前 達郎君
円より子君	水島 裕君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
吉田 之久君	和田 洋子君
葦科 満治君	荒木 清寛君
猪熊 重二君	魚住裕一郎君
牛嶋 正君	海野 義孝君
及川 順郎君	大久保直彦君

反対者氏名

○名

大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
白浜 一良君	高野 博郎君
武田 節子君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜四津敏子君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
山本 保君	渡辺 孝男君
赤桐 操君	及川 一夫君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	志苦 裕君
清水 澄子君	瀬谷 英行君
谷本 鶴君	田 英夫君
三重野栄子君	村沢 牧君
山本 正和君	阿部 幸代君
有働 正治君	上田耕一郎君
緒方 靖夫君	笠井 亮君
須藤美也子君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
阿曾田 清君	泉 信也君
扇 千景君	木暮 山人君
田村 秀昭君	高橋 令則君
都築 謙君	戸田 邦司君
永野 茂門君	平井 卓志君
平野 貞夫君	星野 明市君
佐藤 道夫君	西川きよし君
山田 俊昭君	奥村 展三君
堂本 曉子君	水野 誠一君
矢田部 理君	山口 哲夫君
岩瀬 良三君	山崎 力君
石井 一二君	武田邦太郎君
松尾 官平君	

日程第三 日本貿易振興会法及び通商産業省設置
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)
賛成者氏名
一八四名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
井上 吉夫君	井上 孝君
井上 裕君	石井 道子君
石川 弘君	石渡 清元君
板垣 正君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原義彦君	遠藤 要君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大河原太一郎君	大木 浩君
大島 慶久君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡 利定君
岡野 裕君	岡部 三郎君
加藤 紀文君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君
久世 公典君	倉掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木 満君	佐藤 静雄君
佐藤 泰三君	斎藤 文夫君
清水嘉与子君	清水 達雄君
塩崎 恭久君	下稻葉耕吉君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
鈴木 政二君	鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君	世耕 政隆君
田浦 直君	田沢 智治君
田村 公平君	高木 正明君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享祥君
中島 眞人君	中原 爽君
永田 良雄君	長尾 立子君

長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
林 芳正君	林田悠紀夫君
平田 耕一君	二木 秀夫君
保坂 三蔵君	眞鍋 賢二君
松浦 功君	三浦 孝治君
松村 龍二君	三浦 一水君
宮崎 秀樹君	村上 正邦君
守住 有信君	矢野 哲朗君
山本 一太君	依田 智治君
吉村剛太郎君	足立 良平君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今泉 昭君
小川 勝也君	岡崎トミ子君
菅野 茂君	久保 亘君
小島 慶三君	小林 元君
小山 峰男君	齋藤 勳君
竹村 泰子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	中尾 則幸君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	松前 達郎君
円より子君	水島 裕君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
吉田 之久君	和田 洋子君
葦科 満治君	荒木 清寛君
猪熊 重二君	魚住裕一郎君
牛嶋 正君	海野 義孝君
及川 順郎君	大久保直彦君
田村 公平君	加藤 修一君
竹山 裕君	木庭健太郎君
谷川 秀善君	高野 博郎君
中島 眞人君	但馬 久美君
永田 良雄君	鶴岡 洋君
長尾 立子君	福本 潤一君

益田 洋介君 松 あきら君
山本 保君 渡辺 孝男君
赤桐 操君 及川 一夫君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部徳代子君 志苦 裕君
清水 澄子君 瀬谷 英行君
谷本 嶺君 田 英夫君
三重野栄子君 村沢 牧君
山本 正和君 阿曾田 清君
泉 信也君 扇 千景君
木暮 山人君 田村 秀昭君
高橋 令則君 都築 讓君
戸田 邦司君 永野 茂門君
平井 卓志君 平野 貞夫君
星野 明市君 佐藤 道夫君
西川きよし君 山田 俊昭君
奥村 展三君 堂本 曉子君
水野 誠一君 岩瀬 良三君
山崎 力君 石井 一二君
武田邦太郎君 松尾 官平君

反対者氏名

一五名

阿部 幸代君 有働 正治君
上田耕一郎君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 須藤美也子君
立木 洋君 西山登紀子君
橋本 敦君 筆坂 秀世君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 矢田部 理君
山口 哲夫君

日程第四 防衛庁設置法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八二名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
井上 吉夫君 井上 孝君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君

坂垣 正君 岩永 浩美君
上野 公成君 海老原義彦君
小野 清子君 大河原太一郎君
大島 慶久君 太田 豊秋君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加藤 安正君 片山虎之助君
釜本 邦茂君 釜谷 博昭君
久世 公亮君 久世 公亮君
国井 正幸君 小山 孝雄君
佐々木 満君 佐藤 泰三君
清水嘉子子君 清水 達雄君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
田浦 直君 田村 公平君
竹山 裕君 谷川 秀善君
中島 眞人君 永田 良雄君
長峯 基君 西田 吉宏君
野間 越君 長谷川道郎君
林 浩君 林 芳正君
平田 耕一君 保坂 三蔵君

岩崎 純三君 上杉 光弘君
浦田 勝君 遠藤 要君
尾辻 秀久君 大木 浩君
大野つや子君 岡 利定君
岡部 三郎君 狩野 安君
景山俊太郎君 金田 勝年君
鎌田 要人君 北岡 秀二君
倉掛 哲男君 倉田 寛之君
鴻池 祥雄君 佐藤 静雄君
高藤 文夫君 清水 達雄君
下藤 耕吉君 須藤良太郎君
鈴木 貞敏君 世耕 政隆君
田沢 智治君 高木 正明君
武見 敬三君 常田 享祥君
中原 爽君 長尾 立子君
成瀬 守重君 野沢 三三君
南野知恵子君 橋本 聖子君
畑 恵君 林田悠紀夫君
二木 秀夫君 真鍋 賢一君

松浦 功君 松浦 孝治君
三浦 一水君 村上 正邦君
矢野 哲朗君 依田 智治君
足立 良平君 石田 美栄君
小川 勝也君 久保 亘君
小林 元君 齋藤 勤君
菅野 久光君 角田 義一君
中尾 則幸君 平田 健二君
松前 達郎君 水島 裕君
本岡 昭次君 和田 洋子君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大久保直彦君
加藤 修一君 木庭健太郎君
高野 博師君 但馬 久美君
鶴岡 洋君 福本 潤一君
松 あきら君 渡辺 孝男君
及川 一夫君 梶原 敬義君
志苦 裕君 瀬谷 英行君
田 英夫君 村沢 牧君
阿曾田 清君

反対者氏名

一六名

岡崎トミ子君 有働 正治君
緒方 靖夫君 須藤美也子君
西山登紀子君 筆坂 秀世君
吉岡 吉典君 矢田部 理君

日程第五 教育職員免許法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

賛成者氏名

一八二名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
井上 吉夫君 井上 孝君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
坂垣 正君 岩崎 純三君
上杉 光弘君 浦田 勝君
遠藤 要君 尾辻 秀久君
大木 浩君 大野つや子君
岡 利定君 岡部 三郎君

平成十年四月十七日 参議院會議録第二十一号 投票者氏名

加藤 紀文君	狩野 安君	菅野 茂君	久保 巨君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	小島 慶三君	小林 元君
片山虎之助君	金田 勝年君	小山 峰男君	齋藤 勳君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	笹野 貞子君	菅野 久光君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君	竹村 泰子君	角田 義一君
久世 公堯君	倉掛 哲男君	寺崎 昭久君	中尾 則幸君
国井 正幸君	倉田 寛之君	長谷川 清君	平田 健二君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	広中和歌子君	松前 達郎君
佐々木 満君	佐藤 幹雄君	円より子君	水島 裕君
佐藤 泰三君	斎藤 文夫君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
清水嘉与子君	清水 達雄君	吉田 之久君	和田 洋子君
塩崎 恭久君	下稻葉耕吉君	藥科 満治君	荒木 清寛君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	猪熊 重二君	魚住裕一郎君
鈴木 政二君	鈴木 貞敬君	牛嶋 正君	海野 義孝君
鈴木 正孝君	世耕 政隆君	及川 順郎君	大久保直彦君
田浦 直君	田沢 智治君	大森 礼子君	加藤 修一君
田村 公平君	高木 正明君	風間 純君	木庭健太郎君
竹山 裕君	武見 敬三君	白浜 一良君	高野 博師君
谷川 秀善君	常田 享詳君	武田 節子君	但馬 久美君
中島 眞人君	中原 爽君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
永田 良雄君	長尾 立子君	浜四津敏子君	福本 潤一君
長峯 基君	成瀬 守重君	益田 洋介君	松 あきら君
西田 吉宏君	野沢 太三君	山本 保君	渡辺 孝男君
野間 魁君	南野知恵子君	赤桐 操君	及川 一夫君
長谷川道郎君	橋本 聖子君	大脇 雅子君	堀原 敬義君
馳 浩君	畑 恵君	旦下禮代子君	志苦 裕君
林 芳正君	林田悠紀夫君	清水 澄子君	谷本 嶺君
平田 耕一君	二木 秀夫君	田 英夫君	三重野栄子君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	村沢 牧君	山本 正和君
松浦 功君	松浦 孝治君	阿曾田 清君	泉 信也君
松村 龍二君	三浦 一水君	扇 千景君	木暮 山人君
宮崎 秀樹君	村上 正邦君	田村 秀昭君	高橋 令則君
守住 有信君	矢野 哲朗君	都築 謙君	戸田 邦司君
山本 一太君	依田 智治君	永野 茂門君	平井 卓志君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	平野 貞夫君	星野 朋市君
足立 良平君	朝日 俊弘君	佐藤 道夫君	西川きよし君
石田 美栄君	今泉 昭君	奥村 展三君	堂本 曉子君
小川 勝也君	岡崎トミ子君	水野 誠一君	岩瀬 良三君

反对者氏名

山崎 力君	石井 一二君
武田邦太郎君	松尾 官平君
阿部 幸代君	有働 正治君
上田耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	須藤美也子君
立木 洋君	西山登紀子君
橋本 敦君	筆坂 秀世君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	山田 俊昭君
矢田部 理君	山口 哲夫君

明治十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五—八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号一
部
配本
送

料
〇〇
五
円
別